

医療法人社団浅ノ川における採用・実習等に関する セクシュアルハラスメント防止ルール(職員向け)

本ルールは、医療法人社団浅ノ川の全病院・施設に共通して適用します。採用活動、実習等に関わるすべての職員は、本ルールを遵守してください。

1. 対象となる活動

採用面接、採用試験、職員訪問、就職説明会、見学会、インターンシップ、看護実習、医療・介護その他の実習、採用活動に関する電話・メール・SNS 等による連絡その他、求職活動等に関する活動(以下、「採用活動等」といいます)を対象とします。

2. 禁止される行為

求職者等に対し、採用・実習等に必要のない性的な事実、恋愛、交際等について質問すること、性的な冗談・からかい、容姿・身体等について不必要な発言をすること、必要のない身体への接触、私的な食事・飲酒・交際等への執拗な誘い、個人的な SNS 等を利用した私的な関係の要求、採用・実習等の評価等を利用して交際等を求めること等を禁止します。

3. 採用活動等の実施上の留意事項

採用活動等は各病院・施設があらかじめ定めた場所・時間に行います。場所は原則として自院・自施設内とするともに、時間は原則として平日の日勤時間帯又は土曜の午前勤務時間帯とし、これら以外とする場合は、組織的決定を経るものとします。また、採用活動等に際しては、担当者及び責任者を明確にするともに、原則として複数の職員で対応します。求職者等との連絡は、各病院・施設が指定した電話・メールアドレス・SNS 等を用いることとし、職員個人の電話・メールアドレス・SNS 等はいりません。採用活動等に必要のない私的な連絡は行いません。

4. 相談を受けた場合

求職者等から相談を受けた職員は、相談者の話を否定・軽視せず、速やかに法人経営本部の相談窓口へ連絡してください。職員自身でセクシュアルハラスメントに該当するかどうかを判断して相談を終わらせないでください。

5. 判断に迷う場合

「この程度なら問題ない」と自己判断せず、必要に応じて所属長又は法人経営本部に相談してください。

6. 違反した場合

本ルールに違反する行為が確認された場合には、就業規則第70条に定める懲戒事由に該当するものとして、譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇その他必要な措置を講じます。